

令和7年度 学童クラブ入会案内

〈 令和7年4月更新版 〉



千代田区ホームページ
入会案内のページはこちら
(書類のダウンロードができます)



千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係
TEL : 03-5298-2424 FAX : 03-5298-0242

もくじ

	頁
1 学童クラブ入会申込みについて	1
(1) 申込みができる方	
(2) 受付期間	
(3) 申込み手順	
(4) 必要書類	
2 入会決定について	4
(1) 決定方法	
(2) 入会の期間	
(3) 入会審査結果の通知	
3 学童クラブの異動について	4
4 学童クラブの退会について	4
5 学童クラブの概要	5
(1) 保育時間	
(2) 休業日	
(3) 利用にかかる費用	
6 学童クラブ一覧	6
①児童館併設学童クラブ	6
②学校内に設置されている学童クラブ	7
③夜間延長保育を実施している学童クラブ	8
7 学童クラブ案内図	9
8 学童クラブに関するよくある質問	10
<参考> 千代田区放課後事業のご案内	11
①放課後子ども教室	12
②児童センター・児童館	14



1 学童クラブ入会申込みについて

【重要】令和7年度から、学童クラブ入会の申込みはオンライン申請に変更となります。

(1) 申込みができる方

保護者の就労等の理由により、小学校の放課後等に適切な保育を受けられない小学生で、以下のいずれかに該当する方です。

◇区内在住の小学生

◇区立小学校に在学する小学生

※就労等・・・就労、就学、疾病・心身障害等が該当します。

※同居の家族その他の方が、放課後等に児童の保育をできる場合は申込みできません。

(2) 受付期間

◇令和7年度4月入会受付【一次募集】

受付期間： 令和7年 1月 6日（月）から 1月 31日（金）午後5時まで

申込方法： 令和7年度から千代田区ポータルサイトでのオンライン申請となります。

下記QRコードから申請を行ってください。

※必ず受付期間内にオンライン上で申請を完了してください。

◇令和7年度4月入会受付【二次募集】

受付期間： 令和7年3月3日（月）から3月14日（金）午後5時まで

申込方法： 一次募集と同様となります。

（ご注意）

- ・二次募集は、一次募集に申込みしなかった方が対象です。
- ・すべてのクラブが満員となった場合、二次募集は実施しません。

(3) 申込み手順

①（アカウント登録をお済みでない方）下記URLまたはQRコードから千代田区ポータルサイトのアカウント登録を行ってください。



【千代田区ポータルサイト（トップページ）】

<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/topPage>



【「千代田区ポータルサイト」アカウント登録方法について】

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/johosesaku/portalsite-kaishi.html#torokuhoho>

②千代田区ポータルサイトのメニューの中から以下の手続きを行ってください。

令和7年度学童クラブ入会申請



【令和7年度学童クラブ入会申請 申込フォーム】

<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04lh0000067FhR/am000000117>

(4) 必要書類

保護者の状況により必要書類が異なります。必要書類のデータまたはカメラで撮影した画像をオンライン申請時にアップロードし、添付してください。申し込み内容はオンライン申請時に申込フォームへ入力するため、学童クラブ利用申請書は必要ありません。

必要書類		保護者の状況	就労 [内定含む]	就労 [個人事業主・ 自営業]	疾病・ 障害等	看護・ 介護	就学	不存在・ 求職
①	就労証明書		○	○				(○)
②	タイムスケジュール表			(○)		○		
③	現に事業を行っていることの証明書類			○				
④	診断書・介護保険証・障害者手帳				○	○		
⑤	在学証明書及び就学時間のわかるもの						○	

< 書類の説明・注意事項 >

① 就労証明書

- ・昨年度以前の様式は使用できませんので、令和7年度入会用の様式を添付してください。
- ・保育園入園用とは様式が異なります。学童クラブ用の様式を添付してください。
- ・就労証明書は取得に時間がかかります。必ず受付期間内に添付して、申請する必要があります。申請後に追加添付はできません。時間に余裕をもってご準備ください。
- ・保護者1名につき1通添付してください。
- ・同居の親族（祖父母、おじ・おば等）がいる場合、その方の就労証明書は添付不要ですが、放課後に児童の保育にあたれない理由を申込フォームの指定箇所に記載してください。
- ・個人事業主の方は、自署したものを添付してください。
- ・長期単身赴任の場合には、単身赴任者の就労証明書を添付してください。
- ・転職や新規に就職をする場合は、内定先の就労証明書を添付してください。転職の場合で、内定先から就労証明書を発行してもらえない場合は、現在の勤務先の就労証明書を添付してください。
- ・保護者求職中による入会可能期間は3か月です。入会后3か月以内に就労証明書を提出してください。

② タイムスケジュール表

- ・個人事業主の方で、就労時間が一定でなく就労証明書のみでは状況が説明できない場合に作成し、添付してください。なお「看護・介護」の場合は、すべての方が添付してください。

③ 現に事業を行っていることの証明書類

- ・営業許可証、登記事項全部証明書、事業のホームページ等で、事業(所)名及び代表者名が確認できる書類です。

④ 診断書・介護保険証・障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）

- ・診断書（申請日を基準とし、3か月以内に発行）、介護保険証・障害者手帳を添付してください。
- ・「看護・介護」の場合は、看護または介護対象の方の診断書等を添付してください。
- ・児童本人が障害児である場合は障害者手帳を、心身の障害について医師の診断を受けている場合は医師の診断書（申請日を基準とし、3か月以内に発行）を添付してください。

⑤ 在学証明書及び就学時間のわかるもの

- ・在学証明書を添付してください。併せて、時間割等の就学時間がわかるものを添付してください。

※①～⑤の書類につきまして、原本を確認させていただく場合がございます。

■その他

- ・受付期間終了後に申請することはできません。必ず受付期間内にオンライン上で申請を完了してください。（受付完了後、千代田区ポータルサイトに登録したメールアドレス宛に「申請受付のお知らせ」のメールが届きますのでご確認ください）
- ・インターネット環境が整わないなどやむを得ない事情でオンライン申請を行うことができない場合は、児童・家庭支援センター子育て事業係（03-5298-2424）、または学童クラブにご相談ください。

《4月1日までに転入予定の方》

①～⑤の必要書類の他、以下の書類のいずれかを併せて添付してください。

確認書類：不動産売買契約書の写し・不動産登記簿謄本の写し・不動産賃貸契約書の写し

（金額は黒塗りしても構いません）

転入手続き後、住民票の写しを速やかに提出してください。4月1日に千代田区内に住所がない場合は入会取消しとなります。

*①②の様式は千代田区のホームページからダウンロードすることができます。また、各学童クラブで配布します。



こちらのQRコードからダウンロードできます。

【<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/gakudo-nyukai.html>】

*申請等でご提出いただいたすべての書類の記載内容に関しましては、「学童クラブ事業」のみで使用するものとし、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じます。

2 入会決定について

(1) 決定方法

- ・入会決定基準表に基づき、保育の必要性の高い児童から入会を決定します。
- ・定員を超えて申込みがあった場合は、区内在住の児童を第1順位、区立小学校に通学する区外に在住する児童を第2順位とし、保育の必要性に応じて入会を決定します。
- ・定員超過により第1希望のクラブに入会できない場合、第2希望以降のクラブにおいて、同様に入会の可否を決定します。

(2) 入会の期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

- ・入会期間は該当年度内（最大1年間）です。
現在学童クラブに入会している方も、新年度の入会については改めて申請が必要です。

(3) 入会審査結果の通知

◇令和7年4月入会

入会結果に関する通知は、一次募集は2月21日（金）、
二次募集は3月21日（金）に発送いたします。

◇年度途中の入会

入会月の前月中に、入会決定者あてに通知をお送りします。

※入会できない場合には、通知はお送りしません。年度内は、自動的に翌月に持ち越され、定員に空きが出た時点で再度選考の対象となります。

3 学童クラブの異動について

- ・学童クラブの異動は、1年度中に1回だけできます。（転校に伴う異動は除く）
- ・異動を希望する学童クラブへ連絡し、「異動希望届」を受け取ってください。
異動を希望する月の前月20日までに、異動希望先学童クラブへ「異動希望届」を提出してください。
- ・入会決定基準表に基づき、保育の必要性の高い児童から異動を決定します。

4 学童クラブの退会について

- ・申請内容（就労状況や家庭状況等）が変わり、利用要件を満たさなくなった場合には退会となります。
- ・年度途中で、学童クラブ利用の必要がなくなり退会を希望する場合は、学童クラブに利用辞退届を提出してください。（各クラブで定める様式）

5 学童クラブの概要

(1) 保育時間

	時間	備考
基本保育	下校時 ～ 17時	土曜日及び学校休業日は、施設により保育時間が異なります。 詳細は6ページ以降をご覧ください。
延長保育 (夕方保育)	17時 ～ 19時	基本保育時間を超えて利用する必要がある場合には、延長保育 (夕方保育)を利用することができます。(区立の学童クラブは 土曜日未実施。) 希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。
夜間延長保育 (一部のクラブ)	19時 ～ 21時	8ページ「③夜間延長保育を実施している学童クラブ」では、 夜間延長保育を行っています。 希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。
早朝保育 (一部のクラブ)	7時 ～ 8時	8ページ「③夜間延長保育を実施している学童クラブ」のうち 1箇所を除き、学校長期休業期間に早朝保育を実施しています。 希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

(2) 休業日

日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

(3) 利用にかかる費用

育成料

月額4,000円(ただし、当分の間2,000円)

※17時～19時の延長保育について、別途の費用はかかりません。

■育成料には、減額・免除の規定があります。

①きょうだいが入会している場合	年少児童1名を除き5割減額
②生活保護世帯	免除
③利用する年度の住民税が非課税の世帯	免除※
④利用する年度における千代田区就学援助受給者	免除

※海外から転入したため課税対象ではない方で、免除の申請をする場合は、所得を確認できる資料の提出が必要です。非課税世帯に相当することが確認できた場合のみ、免除の対象とします。

早朝・夜間延長保育育成料(一部のクラブ)

(通常の育成料に加え)月額3,000円

・減額免除の規定はありません。

おやつ代

月額1,500円

・区内在住の方は、おやつ代免除の規定があります。(育成料の上記表②③④に該当の方)

夕食代

1回500～600円程度

・8ページの「③夜間延長保育を実施している学童クラブ」では、夕食提供を行っています。利用する場合は実費負担となります。

6 学童クラブ一覧

各クラブの紹介は、千代田区ホームページに掲載しています。



(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/gakudo.html>)

①児童館併設学童クラブ

児童館に併設されているため、遊ぶ環境が整っています。各種の行事、体操や工作などのクラブ活動に参加することもできます。

名 称	所在地 電話番号	受入 児童数	保育時間詳細				運営主体
			基本保育			夕方 保育	
			平日	土曜	学校休業日		
西神田学童クラブ (区立西神田児童センター)	西神田2-6-2 西神田コスモス館 3F 5215-9062	60人 程度	放課後 ～ 17時	9時 ～ 17時	8時 15分 ～ 17時	(月～金) 17時 ～ 19時	千代田区 (区立)
神田学童クラブ (区立神田児童館)	外神田3-4-7 昌平童夢館5F 3253-6021	60人 程度					
四番町学童クラブ (区立四番町児童館)	四番町5-8 3234-3084 ※令和9年度移転予定	50人 程度					
一番町学童クラブ (区立一番町児童館)	一番町10 3230-0867	60人 程度					
富士見わんぱくひろば 学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)	富士見1-10-3 富士見みらい館 5F 3263-1185	70人 程度	放課後 ～ 17時	8時 ～ 17時	8時 ～ 17時	17時 ～ 19時	(株)ポピンズ エデュケア
富士見わんぱくひろば 第二学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)		40人 程度					
新設 富士見わんぱくひろば 学童クラブ分室 ※本クラブは児童館併設では ありません	富士見1-1-6 旧九段中学校敷地 内建物 070-3204-7041	40人 程度					
いすみ学童クラブ1 (いすみこどもプラザ内)	神田和泉町1 ちよだパークサイ ドプラザ6F 3865-1462	35人 程度	放課後 ～ 17時	8時 15分 ～ 17時	8時 15分 ～ 17時	17時 ～ 19時	(株)日本デイ ケアセンター
いすみ学童クラブ2 (いすみこどもプラザ内)		55人 程度					

②学校内に設置されている学童クラブ

設置されている小学校に通っている児童のみ入会することができます。

学校内に設置されているため学童クラブへの移動が容易です。各学童クラブが工夫して行事や活動を催しています。

名 称	所在地 電話番号	受入 児童数	保育時間詳細				運営主体
			基本保育			夕方 保育	
			平日	土曜	学校休業日		
アフタースクール こうじ町 (麴町小学校内)	麴町2-8 3556-9700	50人 程度	放 課 後 ～ 17 時	8 時 15 分 ～ 17 時	8 時 15 分 ～ 17 時	17 時 ～ 19 時	社会福祉法人 共生会
番町小学校アフター スクール第一 (番町小学校内)	六番町8	40人 程度					(株)日本保育 サービス
番町小学校アフター スクール第二 (番町小学校内)	5213-3506	40人 程度					
九段小学校 アフタースクール (九段小学校内)	三番町16 3263-0591	60人 程度					NPO法人 放課後NPO アフター スクール
アフタースクール お茶の水 (お茶の水小学校内)	神田猿楽町1-1-1 6261-4505	70人 程度					(株)エデュ ケーショナル ネットワーク
アフタースクール さくら (千代田小学校内)	神田司町2-16	60人 程度					社会福祉法人 共生会
アフタースクール さくら第二 (千代田小学校内)	5207-5800	40人 程度					

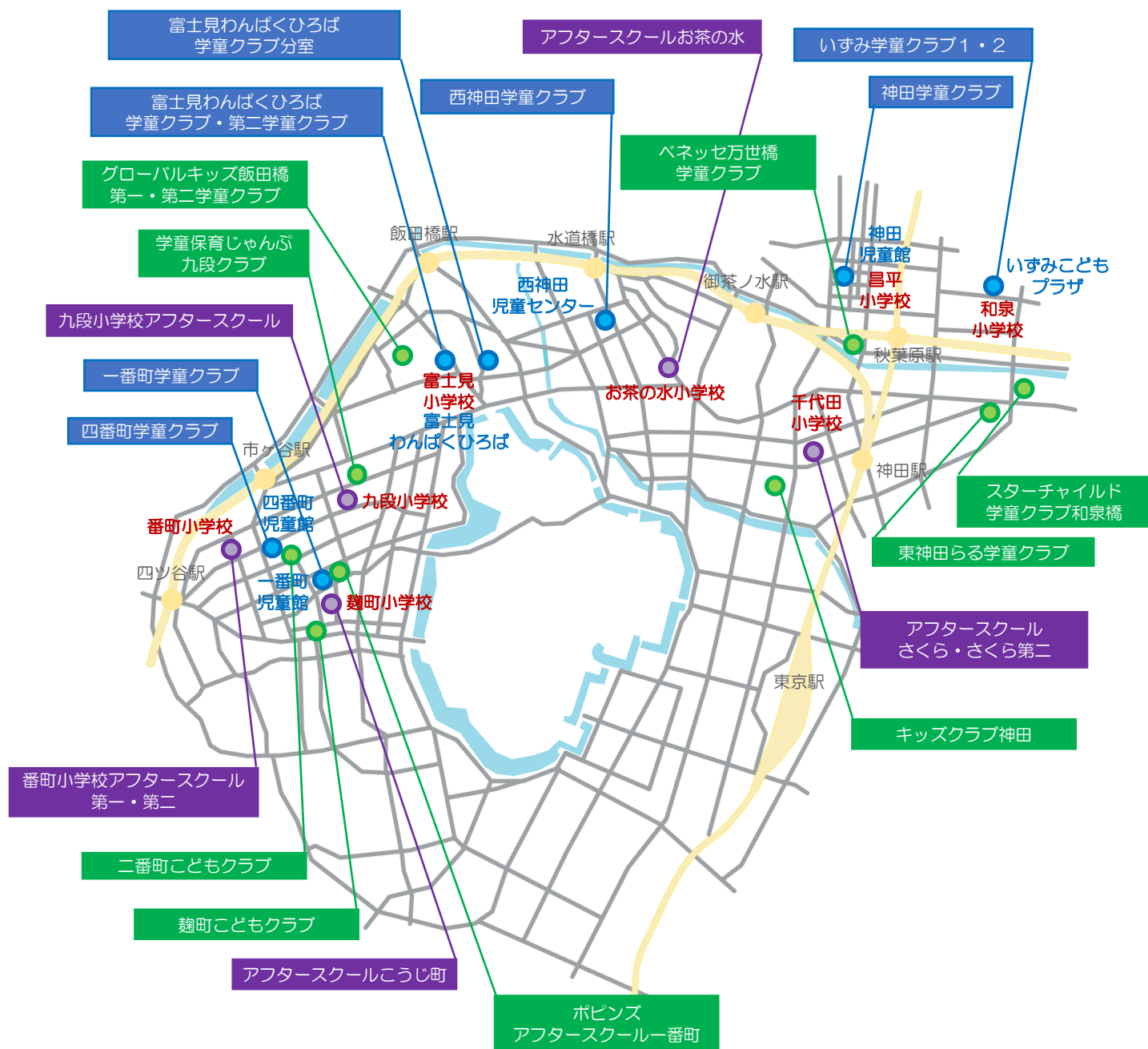
③夜間延長保育を実施している学童クラブ

21時までの夜間延長保育を実施しています。各学童クラブが工夫して行事や活動を催しています。

名 称	所在地 電話番号	受入 児童数	保育時間詳細						運営主体
			基本保育			夕方 保育	夜間 保育	早朝 保育	
			平日	土曜	学校休業日				
麴町こどもクラブ	麴町3-2-3 エヌワンビル2F・3F 6261-0457	40人程度	放課後 ～ 17時	8時 ～ 17時	8時 ～ 17時	17時 ～ 19時	19時 ～ 21時	学校長期休業期間のみ7時～8時	(株)日本保育サービス
ポピンズアフタースクール 一番町	一番町10-8 ウエストビル2F 5275-2171	50人程度							(株)ポピンズエデュケア
二番町こどもクラブ	二番町2-1 二番町TSビル4F 3221-0012	70人程度							(株)日本保育サービス
グローバルキッズ飯田橋 第一学童クラブ	富士見2-14-36 富士見ウエスト4F 3556-3331	50人程度							(株)グローバルキッズ
グローバルキッズ飯田橋 第二学童クラブ		50人程度							
キッズクラブ神田	内神田1-10-9 MIIビル1F 3233-3677	50人程度							NPO法人三楽
東神田らる学童クラブ	東神田1-6-4 東神田テラスレジデンス1階 5829-4801	40人程度							(株)日本ディケアセンター
学童保育じゃんぷ 九段クラブ	九段南4-1-10 グランドメゾン 九段南2階 6265-6422	40人程度							NPO法人子ども支援ホーム
新設 スターチャイルド学童クラブ和泉橋	東神田2-6-5 東神田ビル1階 5809-2256	40人程度							ヒューマンスターチャイルド(株)
ベネッセ万世橋学童クラブ	外神田1-1-13 万世橋出張所・区民館4階 5209-3131	40人程度	放課後 ～ 17時	8時 ～ 17時	8時 ～ 17時	17時 ～ 19時	19時 ～ 21時		(株)ベネッセスタイルケア

7 区内学童クラブ案内図

- 児童館に設置されている学童クラブ
- 学校内に設置されている学童クラブ
- 夜間保育を実施している学童クラブ



8 学童クラブに関するよくある質問

[問] 新1年生も、入会が決定した場合は4月1日から利用できますか。

(答) 4月1日から利用可能です。

[問] 希望施設の数や希望順位は、入所の審査に影響しますか。

(答) 影響ありません。希望施設の数や順番によって、有利、不利となることはありませんので、通いたい順番どおりに希望施設を記入してください。

[問] 就労証明書の発行が申込期限に間に合いそうにありません。後から追加添付できますか。

(答) 一度申請を行ったあとに、一部書類を追加添付することはできません。必要書類すべてを揃え、申込期間中に申請してください。特に就労証明書は、取得に時間がかかる場合があるので、余裕をもってご準備ください。

[問] 就労証明書について、弟妹の保育園入園のため子ども支援課に提出した就労証明書のコピーでも良いですか。

(答) 他の申込で使った書類のコピーでは受付できません。学童クラブ用の就労証明書（原本）を添付してください。また、保育園入園の就労証明書は、学童クラブ入会審査用の内容とは異なるため、勤務先には必ず学童クラブ用の様式で作成を依頼してください。

[問] 両親の他、祖父母・叔母と同居しています。就労証明書は全員分必要ですか。

(答) 祖父母・叔母の就労証明書は必要ありません。ただし、申込フォームの指定箇所に放課後の保育にあたれない理由を記入してください。

[問] きょうだいで申し込む場合、申請書類は児童分必要ですか。

(答) 申請は、児童ごとに行ってください。ただし、就労証明書は保護者1人につき1部ご準備いただき、それぞれの申請にデータか画像で添付していただければ結構です。（自営業等の方のその他書類も同様）

[問] 保護者が産前産後休暇・育児休業期間中は学童クラブの申込みはできますか。

(答) 年度の途中で職場復帰する予定である場合は、入会申込可能です。（年度の途中から産前産後休暇・育児休業の場合も、申込可能です。）ただし、17時以降の延長保育は、就労等により保護者不在の時間帯の保育であることから、利用できません。

[問] 育児短時間勤務をしているため17時前には学童クラブに到着しますが、延長保育は利用できますか。

(答) 17時以降の延長保育は、就労等により保護者不在の時間帯の保育であることから、利用できません。

～ 学童クラブ以外の放課後事業のご案内 ～

小学生の放課後の居場所として、学童クラブの他に「放課後子ども教室」「児童センター・児童館」があります。

「放課後子ども教室」は、放課後の学校施設を活用した居場所づくり事業で、区立小学校8校において実施しています。実施小学校の在校生は登録不要で参加でき、原則として学校登校日の17時まで過ごすことができます。（土曜・日曜・祝日・年末年始は実施なし。また、実施日詳細は学校ごとに異なります。）

「児童センター・児童館」は、区立4館・民営2館の6施設があり、月曜日～土曜日に9時から17時まで開館しています（日曜・祝日・年末年始は休館）。小学生はどなたでも利用できます。

詳しくは、11ページ以降をご覧ください。

千代田区放課後事業のご案内

千代田区では、放課後の安全・安心な居場所であり児童の健やかな成長を支える事業として「学童クラブ」「放課後子ども教室」「児童センター・児童館」の3つの事業を実施しています。



学童クラブ

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業です。児童の遊び及び生活の場として、健やかな心身を育むとともに、保護者の就労と育児の両立を支援します。区内に全24クラブがあります。



放課後子ども教室

放課後の学校施設を活用した、在校生すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所づくり事業です。区立8小学校において、専任の指導員が宿題や自主学習のサポート、健全な遊びの提供を行っています。

児童センター・児童館

地域の子どもたちが、互いに交流をしながら健やかに育つことを目的とした施設です。施設内には遊戯室や図書コーナー等があり、放課後に来館し、職員が見守るなか自由に過ごすことができます。

☆学童クラブ申込の詳細は「入会案内」をご覧ください。

	学童クラブ	放課後子ども教室	児童センター・児童館
利用手続き	★入会申込必須 申込期間：1月6日～31日 申込情報・保護者の就労等の状況により審査します。入会審査は毎年行います。	手続き不要 ※参加当日に、放課後子ども教室受付で「参加カード」を提出してください。	利用登録（年度毎）
対象者	保護者の就労等の理由により、日中家庭で適切な養育を受けない児童	実施小学校の在校生（1年生～6年生）	区内在住・在学・在園の0歳～18歳までの子どもとその保護者
実施日	月曜日～土曜日 ※日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉室。	月曜日～金曜日 ※土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉室。 ※上記の他、活動場所の都合等で実施しない日があります。 ※学校休業日の実施の有無は、各小学校により異なります。	月曜日～土曜日 ※日・祝日・年末年始（12/31～1/3）は閉館。
実施時間	平日：（基本）放課後～17時（延長）19時まで ※土曜日・学校休業日の時間帯、夜間保育の有無など、 <u>各クラブで詳細は異なります。</u>	平日：放課後～17時 学校休業日（※実施校のみ）：9時～17時	放課後～17時（開館は9時）
おやつ提供	あり	なし（持参不可）	なし（持参可能）
利用料	・育成料：2,000円/月（当面の間） ・夜間保育料：3,000円/月（夜間保育実施クラブのみ） ・おやつ代：1,500円/月	無料	無料

【問い合わせ先】 千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係
 TEL:03-5298-2424 FAX:03-5298-0242



放課後子ども教室



放課後子ども教室は、在校生の安全・安心な居場所として、区立8小学校において学校施設を活用し実施している事業です。

宿題や自主学習を進めたり、身体を動かして遊んだり、放課後を楽しく有意義に過ごすことができます！

実施場所

区立小学校8校（麹町小学校・九段小学校・番町小学校・富士見小学校・
お茶の水小学校・千代田小学校・昌平小学校・和泉小学校）の校庭、体育館など

対象者

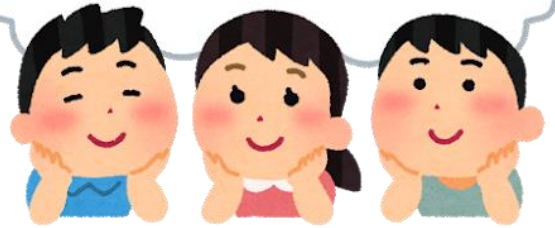
実施小学校の在校生（1年生～6年生）

実施日・時間（基本）

登校日の月曜日～金曜日 放課後から17時まで
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
は実施しません。その他、活動場所の都合等で
実施しない場合があります。
(実施予定日は、事前におたより等でお知らせします。)
※実施日の詳細は実施校ごとに異なります。
詳しくは13ページの表をご覧ください。

毎日参加しても、行きたい時だけ参加してもOKです。

放課後子ども教室は、指導員のサポートのもと、参加児童が安心して過ごし、多様な体験を通して成長できる場所です。



利用料と保険について

無料で参加できます。また、活動中のお子様の怪我や事故に備えて保険に加入しています。
※保険料は千代田区が負担します。

利用の手続き・参加方法

- 登録などの手続きは不要です。実施小学校の在校生は誰でも参加できます。
- 事前に「参加カード」を配布します。参加希望日に、参加時間等を記載し保護者印を押印した参加カードを、放課後子ども教室の受付に提出してください。一度帰宅してしまうと戻って参加することはできませんのでご注意ください。
- ※保護者の方は、活動内容や帰宅時間をお子さんと確認のうえ、カードに記入してください。
- ※参加カードに記載がない場合、参加カードを忘れた場合は参加できません。
- ※一部の学校では、中・高学年は参加カードなしで参加できるため配布しません。(13ページ表参照)

放課後、ランドセルを持って放課後子ども教室受付に参加カードを提出します。
※記載漏れがないか、前日に確認してください。

宿題や学習、校庭遊び、体験活動などに参加して過ごします。活動中は指導員がサポートします。

参加カードに記載の帰り時間に下校します。(最終は17時です)

活動内容

- 【学び】宿題や自主学習を進めることができます。学びの指導員が丁寧に学習のサポートをします。
- 【遊び】校庭や体育館で身体を動かしたり、室内遊びを楽しんで過ごします。遊びの指導員が、健全な遊びの指導・見守りを行います。
- 【体験】スポーツや文化に触れるプログラム活動です。内容は学校ごとに異なります。

放課後子ども教室は児童・家庭支援センターが実施する事業です。

ご質問等は、小学校ではなく児童・家庭支援センターへお問合せください。

【千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 ☎ 03-5298-2424】

各学校の放課後子ども教室詳細

令和7年1月現在

※実施時間（基本）：学校登校日の月曜日～金曜日、放課後から 17 時まで

	廻町小学校 すくすくサークル	九段小学校 フリスム
基本以外の 実施内容	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし 近隣の一番町児童館は 9 時～17 時開館しています！	学校休業日：9時～17 時（原則実施） 長期休業期間：9時～17 時（原則実施） ※実施日はおたよりで必ず確認してください。
活動場所	学び：第二音楽室、ランチルームなど 遊び：校庭、体育館など	学び：家庭科室、ランチルームなど 遊び：校庭、体育館、プール室、理科室など
参加カード	全学年使用	全学年使用
	番町小学校 番町放課後ルーム	富士見小学校 ふじっ子
基本以外の 実施内容	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし 近隣の四番町児童館は 9 時～17 時開館しています！	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし 同一敷地内の児童館「富士見わんぱくひろば」は 9 時～17 時開館しています！
活動場所	学び：図書室（番町の書斎）、理科室、BGG の部屋 遊び：校庭、講堂、ピロティ	学び：図書室 遊び：校庭、アリーナ、屋上校庭、メモリアルホール
参加カード	全学年使用	1・2年生は参加カードを使用。3 年生以上は参加カード必要なし（受付で各自参加名簿に記載）。
	お茶の水小学校 わくわくスクール	千代田小学校 にこにこ
基本以外の 実施内容	学校休業日：9時～17 時（原則実施） 長期休業期間：9時～17 時（原則実施） ※実施日はおたよりで必ず確認してください。	学校休業日：9時～17 時（原則実施） 長期休業期間：9時～17 時（原則実施） ※実施日はおたよりで必ず確認してください。
活動場所	学び：放課後子ども教室 遊び：校庭、体育館、ランチルームなど	学び：家庭科室、算数少人数室 遊び：校庭、体育館、多目的ホール
参加カード	全学年使用	全学年使用
	昌平小学校 昌平小学校放課後子ども教室	和泉小学校 いずみパワーアップ教室
基本以外の 実施内容	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし 同一敷地内の神田児童館は 9 時～17 時開館しています！	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし 同一敷地内の児童館「いずみこどもプラザ」は 9 時～17 時開館しています！
活動場所	学び：家庭科室 遊び：屋上校庭（神田児童館）	学び：学習室、校歴室 遊び：校庭、体育館、家庭科室（雨天時など）
参加カード	「学び」に参加する場合は全学年使用。 「遊び」に参加する場合は学校の連絡帳に「児童館 帰り」を記入。	1～3年生は参加カードを使用。4 年生以上は参加カード必要なし（受付で各自参加名簿に記載）。

- ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は実施しません。
- ・「学校休業日」は行事等の振替日、「長期休業期間」は春・夏・冬休みを指します。
- ・実施日や実施時間、活動場所は変更になる場合があります。
- ・長期休業期間「実施なし」の学校も、夏休み中に【学び】のみ実施する場合があります（2～3 時間程度）。
- ・放課後子ども教室は、区が委託した事業者がそれぞれ運営しています（昌平小遊びのみ、神田児童館による直営）。
- ・おやつ提供、おやつ時間はありません（持参できません）。

児童センター・児童館

児童センター・児童館は、主に遊びや生活体験をとおして、地域の子ども達の健全育成と子育て支援を行う施設です。

区内には、区立児童館 4 館・民営児童館 2 館があり、0～18 歳のお子さんとその保護者が安心して自由に遊び、交流することができます。

実施場所

(区立児童館) 西神田児童センター・神田児童館・四番町児童館・一番町児童館
(民営児童館) 富士見わんぱくひろば(仮称)・いずみこどもプラザ



対象者

区内在住・在学・在園の 0 歳～18 歳までの子どもとその保護者

実施日・時間(基本)

学校登校日の月曜日～土曜日 放課後から 17 時まで(開館は 9 時)
※日曜日・祝日・年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)は実施しません。

利用料

無料で利用できます。

利用方法

- 初めて児童館を利用する時は、入館登録をします。(年度毎)
- 来館時に、来館簿に名前を書き退出時にチェックをします。(毎回)

活動内容

- 児童館には、遊戯室や図工室、図書コーナーなどがあり、小学生以上のおさんは、一人で来館し自由に遊ぶことができます。
- ゲーム会や観劇会、児童館まつりなどのイベントや卓球クラブ、体操クラブなどのプログラムに参加することもできます。
- 他の学校のお友だちと遊んだり、乳幼児から中高生まで様々な世代とのふれあいを体験することができます。
- 持参したおやつやお弁当を食べることができます。
- 宿題をするスペースもあります。
- 各室に専門の指導員がおり、遊びの指導・見守りを行っています。
(詳細は各児童館に問い合わせください)

学校のあと
5 時まで児童館ですごせるから
たすかるわー



「じどうかんまつり」の
お店やさんスタッフになって
楽しみだな

宿題を終わらせてみんな
とドッチボールで
遊ぼう!



【問い合わせ先】

西神田児童センター ☎ 5215-9062
神田児童館 ☎ 3253-6021
富士見わんぱくひろば ☎ 3263-1185

四番町児童館 ☎ 3234-3084
一番町児童館 ☎ 3230-0866
いずみこどもプラザ ☎ 3865-1461

